

●香川県告示第120号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

令和元年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第4（2の（3）関係） 費用徴収基準			別表第4（2の（3）関係） 費用徴収基準		
税額等による階層区分		徴収基準額（月額）	税額等による階層区分		徴収基準額（月額）
略			略		
D 1	A階層及びC	略	D 1	A階層を除き	略
D 2	階層を除き当		D 2	当該年度分の	
D 3	該年度分の市		D 3	市町村民税の	
D 4	町村民税の課		D 4	課税世帯であ	
D 5	税世帯であつ		D 5	て、その市	
D 6	て、その市町		D 6	町村民税所得	
D 7	村民税所得割		D 7	割の額の区分	
D 8	の額の区分が		D 8	が次の区分に	
D 9	次の区分に該		D 9	該当する世帯	
D 10	当する世帯		D 10		
D 11			D 11		
D 12			D 12		
D 13			D 13		
D 14			D 14		
D 15			D 15		
備考			備考		
1～3 略			1～3 略		
4 略			4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。		
(1) 略			(1) 略		

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3)・(4) 略

5 略

6 児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。この場合において、当該児童に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収基準額を上限として徴収することができる。

7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3)・(4) 略

5 略